



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 11 月 29 日 (月曜日) 第 259 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する
告示…………… (環境管理課) 1
- 民有林の保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 12
- 保安林の指定予定の通知 (3件) …… (“) 13
- 道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 14
- 道路の供用の開始 (2件) …… (“) 14
- 道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… (“) 15
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 15

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見…………… (商工政策課) 16
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

- 町村の意見 (2件) …… (商工政策課) 16
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (農村整備課) 16
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 16
- 落札者等の公告…………… 17

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の
届出…………… 17
- 資金管理団体の指定及び異動の届出…………… 20
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分の1の数…………… 20
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の1の数…………… 21
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使
用できる施設として市町村選挙管理委員会が指
定した施設の一部改正…………… 21

告 示

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 3 年 11 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 925号

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

宮崎県環境影響評価技術指針 (平成12年宮崎県告示第 807号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(環境影響評価の項目の選定)	(環境影響評価の項目の選定)
第 4 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因 (以下「影響要因」という。) が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第 1 の 1 の表から29の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第 1 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目 (以下「参考項目」という。) を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。	第 4 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因 (以下「影響要因」という。) が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第 1 の 1 の表から30の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第 1 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目 (以下「参考項目」という。) を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。
2～7 [略] (参考手法)	2～7 [略] (参考手法)
第 6 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法 (参考項目に係るものに限る。) を選定するに当たっては、別表第 1 の 1 の表から29の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な	第 6 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法 (参考項目に係るものに限る。) を選定するに当たっては、別表第 1 の 1 の表から30の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な

事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第3条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

（対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第16条 [略]

2 第3条から前条まで（第3条第1項第1号ウ及びエ、第8条第3項並びに前条第9号を除く。）の規定は、条例第37条第1項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第3条第1項第1号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第4条第2項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第1号中「対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの（別表第1の29の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。）」と、同項第2号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第8条第1項第4号中「期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第3条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

（対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第16条 [略]

2 第3条から前条まで（第3条第1項第1号ウ及びエ、第8条第3項並びに前条第9号を除く。）の規定は、条例第37条第1項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第3条第1項第1号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第4条第2項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第1号中「対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの（別表第1の30の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。）」と、同項第2号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第8条第1項第4号中「期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

別表第1の29の表を30の表とし、11の表中「(7)」を「(9)」に、「(8)」を「(10)」に改め、同表から28の表までを1表ずつ繰り下げ、10の表の次に次の1表を加える。

11 施行規則別表第1の5の項の(7)又は(8)に掲げる事業 (以下「太陽電池発電所事業」という。)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境	水環境	土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財		
影響要因の区分	大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他						
	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光						
工事の実施			○	○									
			○	○									
土地又は工作物の存在及び供用				○									
				○									

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 (1) 工事の実施に関する内容
 ア 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事 (既設工作物の撤去又は廃棄を含む。) を行うこと。
 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。
 イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
 5 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 6 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 参考手法（第 6 条関係）				別表第 2 参考手法（第 6 条関係）			
参考項目		参考手法		参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]				[略]			
粉じん等	[略]	[略]		粉じん等	[略]	[略]	
	地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	[略]				太陽電池発電所事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
騒音	[略]	[略]		騒音	[略]	[略]	
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働				火力発電所事業に係る建設機械の稼働		
	[略]				太陽電池発電所事業に係る建設機械の稼働		
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	[略]				太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
[略]				[略]			
火力発電所事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）	[略]	[略]		火力発電所事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）	[略]	[略]	
	火力発電所事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）				火力発電所事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）		
	[略]				太陽電池発電所事業に係る施設の稼働		
	[略]				[略]		
[略]				[略]			

[略]			[略]			
振動	[略]	[略]	振動	[略]	[略]	
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働			火力発電所事業に係る建設機械の稼働		
	[略]			太陽電池発電所事業に係る建設機械の稼働		
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
[略]		太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				
[略]		[略]	[略]			
[略]			[略]			
水の濁り	[略]	[略]	水の濁り	[略]	[略]	
	水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響			水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響		
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響					
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響					
	風力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響					
	[略]			[略]		
[略]		[略]				
水力発電事業に係る貯水池の存在	[略]		水力発電事業に係る貯水池の存在	[略]		
			火力発電所事業に係る建設	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	

					<p>機械の稼働、 造成等の施工 による一時的 な影響</p> <p>地熱発電所事 業に係る造成 等の施工によ る一時的な影 響</p> <p>太陽電池発電 所事業に係る 造成等の施工 による一時的 な影響</p> <p>風力発電所事 業に係る建設 機械の稼働、 造成等の施工 による一時的 な影響</p>	<p>浮遊物質量 の状況</p> <p>2 調査の基本 的な手法</p> <p>文献その他 の資料及び現 地調査による 情報（浮遊物 質量の状況に ついては、水 質汚濁に係る 環境基準に規 定する浮遊物 質量の測定 方法を用いら れたものとし る。）の収集 並びに当該情 報の整理及び 解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>浮遊物質量 の拡散の特性 を踏まえて水 の濁りに係る 環境影響を受 けるおそれが あると認めら れる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>浮遊物質量 の拡散の特性 を踏まえて調 査地域におけ る水の濁りに 係る環境影響 を予測し、及 び評価するた めに必要な情 報を適切かつ 効果的に把握 できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>浮遊物質量 の拡散の特性 を踏まえて調 査地域におけ る水の濁りに 係る環境影響 を予測し、及 び評価するた めに必要な情 報を適切かつ 効果的に把握</p>	<p>浮遊物質の 物質の収支に 関する計算又 は事例の引用 若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域の うち、浮遊物 質量の拡散の 特性を踏まえ て水の濁りに 係る環境影響 を受けるおそ れがあると認 められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>浮遊物質量 の拡散の特性 を踏まえて予 測地域におけ る水の濁りに 係る環境影響 を的確に把握 できる地点</p> <p>4 予測対象時 期等</p> <p>工事等に伴 う水の濁りに 係る環境影響 が最大となる 時期</p>
--	--	--	--	--	---	--	---

						できる期間及び時期	
					太陽電池発電所事業に係る地形改変及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質量の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

				る土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	
	[略]		[略]		
日照障害	[略]	日照障害	[略]		
		反射光	太陽電池発電所事業に係る地形改変及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

					めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間量
[略]					
重要な種及び注目すべき生息地	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	[略]		重要な種及び注目すべき生息地	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在
	[略]				太陽電池発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在
	[略]				[略]
[略]					
重要な種及び群落	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	[略]		重要な種及び群落	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在
	[略]				太陽電池発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在
	[略]				[略]
[略]					
地域を特徴づける生態系	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	[略]		地域を特徴づける生態系	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在
					太陽電池発電所事業に係る造成等の施工

					による一時的な影響、地形 改変及び施設 の存在	
	[略]				[略]	
	[略]				[略]	
主要な眺望点及び 景観資源 並びに主要な眺望 景観	[略]	[略]			[略]	
	地熱発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在				地熱発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在	
	[略]				太陽電池発電 所事業に係る 地形改変及び 施設の存在	
	[略]				[略]	
主要な人と自然との 触れ合いの活動 の場	[略]	[略]			[略]	
	地熱発電所事業に係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行、地 形改変及び施設 の存在				地熱発電所事業に係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行、地 形改変及び施設 の存在	
	[略]				太陽電池発電 所事業に係る 資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 、地形改変及 び施設の存在	
	[略]				[略]	
建設工事に伴う副 産物	[略]	[略]			[略]	
	地熱発電所事業に係る造成 等の施工による一時的な影 響				地熱発電所事業に係る造成 等の施工による一時的な影 響	
	[略]				太陽電池発電 所事業に係る 造成等の施工 による一時的 な影響	
廃棄物	[略]	[略]			[略]	
	土石等採取事業に係る土石 等の採取、プラント及び採 取機械等の稼働				土石等採取事業に係る土石 等の採取、プラント及び採 取機械等の稼働	

				太陽電池発電所事業に係る地形改変及び施設の存在		1 予測の基本的な手法 (1) 廃棄物の種類ごとの排出量の把握 (2) 適切な処理・処分の方策の把握 2 予測地域対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電事業の終了時
[略]			[略]			
文化財	[略]	[略]	文化財	[略]	[略]	
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在			地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	[略]			太陽電池発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	[略]			[略]		
	[略]			[略]		
備考 1～5 [略]			備考 1～5 [略]			
6～13 [略]			6 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。 7 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。 8～15 [略]			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 926号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字間溝

乙 479-9

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 927号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字上ノ水流乙1435-7、乙1440-3、乙1440-16、乙1445-2、乙1445-3

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 928号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字奈留字奈留2200-2、字谷川2213-1、2218-3、2218-5

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 929号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字上椎葉山1050-5、字迫ノ谷山1391-2から1391-4まで、1391-6

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 930号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 437-2

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 931号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字松塚谷1622-1

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 932号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで	旧	30.2～38.5	58.3
				新	30.2～47.3	58.3

宮崎県告示第 933号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	268号	小林市野尻町三ヶ野山字奈良塚1607番9地先から同市同町三ヶ野山字大脇渡1588番2地先まで	旧	10.2～13.2	328.8
				新	11.8～16.9	328.8

宮崎県告示第 934号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字草木原142番4地先から同郡同村同大字同字 189番1地先まで	旧	5.1～17.9	84.9
				新	5.8～19.3	80.9

宮崎県告示第 935号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字小春132番8地先から同郡同村同大字同字 132番8地先まで	令和 3 年11月29日

宮崎県告示第 936号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで	令和3年11月29日

宮崎県告示第 937号
道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、関係図面は、令和3年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで

2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
4 占用の制限の開始の期日
令和3年12月14日

宮崎県告示第 938号
道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、関係図面は、令和3年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下中原 8081番2から同郡同町同大字字小崎7940番1まで

2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
4 占用の制限の開始の期日
令和3年12月14日

宮崎県告示第 939号
道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、関係図面は、令和3年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	北方北郷線	延岡市北方町川水流字舟戸ノ上卯1466番1地先から同市同町川水流字桑水流卯 488番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
4 占用の制限の開始の期日
令和3年12月14日

宮崎県告示第 940号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
令和3年11月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 屋治地区

(1) 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域
(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	串間市大字北方字溜屋敷3555番1
2	” ” ” 3565番
3	” ” ” 3571番1
4	” ” ” 3534番1

5	〃	〃	〃	3534番 1
6	〃	〃	〃	3536番
7	〃	〃	〃	3539番

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）延岡市昭和町複合店舗
延岡市昭和町二丁目2286番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年9月24日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年11月29日から令和4年1月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンナガーデン
延岡市愛宕町三丁目4588番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年11月1日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年11月29日から令和4年1月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という

。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡市塩浜町ドン・キホーテ
延岡市塩浜町一丁目1532番地 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年11月1日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年11月29日から令和4年1月4日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、鹿児島地区県営土地改良事業（高原町、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年11月29日から令和3年12月27日まで
- 3 縦覧場所
高原町農畜産振興課
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第4924号	徳永工務店	徳永 忠行	宮崎県宮崎市高岡町飯田2254	一般	建築工事業、大工工事業	令和3年10月5日付で廃業した旨の届け	令和3年10月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第9579号	樫野庭園	樫野 末宏	宮崎県東臼杵郡門川町中須2-5-5	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業	令和3年10月29日付で廃業した旨の届け	令和3年10月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第3811号	河口タイル工業(有)	河口 忠	宮崎県西都市大字三宅2292-1	一般	タイル・れんが・ブロック工事業	令和3年10月22日付で廃業した旨の届け	令和3年10月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第8533号	(株)今村工業	今村 幸史	宮崎県都城市高崎町縄瀬2829-1	一般	解体工事業	令和3年10月6日付で廃業した旨の届け	令和3年10月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第11567号	(有)木村建設	木村 正夫	宮崎県延岡市三須町644-10	一般	石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年10月14日付で廃業した旨の届け	令和3年10月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第12486号	(有)鴨林開発	鴨林 広喜	宮崎県宮崎市高岡町下倉永719-6	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年10月12日付で廃業した旨の届け	令和3年10月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13054号	(株)サルタ	申田 達明	宮崎県宮崎市大島町笹原1995	一般	とび・土工工事業	令和3年10月29日付で廃業した旨の届け	令和3年10月29日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第14090号	(株)シゲル工業	茂 大樹	宮崎県延岡市川島町1683-1	一般	左官工事業	令和3年10月26日付で廃業した旨の届け	令和3年10月26日(一部廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
ブドウ糖製造装置 2台
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和3年11月15日
- 落札者の氏名及び住所
有限会社新星科学 宮崎市大字柏原 639番地2

1 設立届

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

5 落札金額

67,760,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和3年10月4日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えびの市再生市民の会	増 田 博 美	増 田 博 美	えびの市大字原田3214-1	令和3年8月3日
たかはるを愛する会	蒲 生 隆 美	入 佐 勲	西諸県郡高原町大字蒲牟田 998番地 70	令和3年7月5日
森けんじ後援会	竹ノ上 洋 一	川 俣 雄 二	えびの市大字内堅 976番地	令和3年8月23日
ALL NOBEOKA	前 田 遼	牧 野 修 一	延岡市北町1丁目1-4 エイルマ ンション中央通1301	令和3年9月7日
麗和会	廣 末 誠	山 崎 隆 弘	延岡市緑ヶ丘4-3-15	令和3年9月13日
いいむれまちこと西都未来創造の 会	石 野 真知子	飯牟禮 ヤスエ	西都市大字鹿野田6272番地 1	令和3年9月22日
羽田野徳寿後援会	本 村 順 吉	山之内 則 道	都城市郡元町3338-12	令和3年9月29日
上柳隆己後援会	上 柳 和 代	上 柳 和 代	都城市関之尾町5122番地 4	令和3年10月12日
坂元しょうこ後援会	坂 元 唱 子	坂 元 一 仁	都城市今町8385-5	令和3年10月12日
わたや善明後援会	綿 屋 善 明	綿 屋 秀 子	都城市山之口花木2186-6	令和3年10月12日
山内かなこ後援会	山 内 佳菜子	堀 口 公 博	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和3年10月14日
甲斐徳仁後援会	甲 斐 徳 仁	甲 斐 徳 仁	西臼杵郡日之影町大字七折1064番地	令和3年10月15日
斉了会	斉 藤 了 介	荒 川 昭 博	宮崎市月見ヶ丘 1 丁目20番 4 号	令和3年10月19日
熱い男とともに宮崎を元気にする 会	竹 下 幸 博	荒 川 昭 博	宮崎市月見ヶ丘 1 丁目20番 4 号	令和3年10月19日
山室浩二後援会	柳 田 隆 晴	山 室 恵美子	東臼杵郡門川町加草 1 丁目74番地	令和3年10月20日
森祐子後援会	森 祐 子	森 康 雄	西都市大字鹿野田8935番地	令和3年10月20日
くすみちほこ後援会	竹之内 光 秋	磯 脇 いずみ	都城市梅北町8099番地 4	令和3年10月22日
清麗会	内 田 理 佐	黒 木 真由美	延岡市出北 1 丁目23-13	令和3年10月25日
大野まさひろ後援会	那 須 澄 夫	河 野 太津己	都城市鷹尾 2 丁目 2 街区 5 号	令和3年10月27日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党三股支部	福 田 新 一	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町樺山3163	北諸県郡三股町大字蓼池 1345番地	令和3年 6月30日
		代 表 者	福 田 新 一	重 久 邦 仁	
自由民主党諸塚村支 部	中 田 政 雄	主たる事務所の所在地	東臼杵郡諸塚村大字家代 7642	東臼杵郡諸塚村大字家代 666	令和3年 7月2日
		代 表 者	中 田 政 雄	若 本 幸 徳	
自由民主党綾町支部	松 本 俊 二	主たる事務所の所在地	綾町大字南俣 450-3	綾町大字北俣 221-6	令和3年 7月20日
		代 表 者	松 本 俊 二	松 浦 光 宏	
自由民主党高岡支部	日 高 悟	主たる事務所の所在地	宮崎市高岡町高浜 700- 3	宮崎市高岡町下倉永 704 - 1	令和3年 8月6日
		代 表 者	日 高 悟	蔵 田 広 英	
自由民主党日向支部	畝 原 幸 裕	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺 233- 1	日向市日知屋 16350-4 都ハイツ 101号	令和3年 8月6日
		会 計 責 任 者	森 腰 英 信	日 高 和 広	

自由民主党宮崎県第二選挙区支部	江 藤 拓	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺 233-1	日向市日知屋 16350-4 都ハイツ 101号	令和3年8月6日
国民民主党宮崎県第2区総支部	長 友 慎 治	会 計 責 任 者	吉 本 靖	下 田 英 樹	令和3年9月5日
自由民主党高崎支部	大 迫 勉	主たる事務所の所在地	都城市高崎町江平2723	都城市高崎町東霧島 271-3	令和3年9月13日
		代 表 者	大 迫 勉	永 田 浩 一	
		会 計 責 任 者	鶴 田 輝 夫	村 雲 宗 年	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
外山与君を育てる会	金 丸 信 夫	代 表 者	金 丸 信 夫	外 山 実	令和2年12月1日
河野みちひろ後援会	河 野 通 博	主たる事務所の所在地	串間市大字大平6915番地2	日南市鉄肥6丁目7-20	令和3年4月1日
宮崎県社会保険労務士政治連盟	橋 口 剛 和	代 表 者	橋 口 剛 和	藤 原 昭 公	令和3年6月18日
宮崎県歯科医師連盟日南支部	黒 木 利 隆	代 表 者	黒 木 利 隆	河 野 恭 明	令和3年6月18日
都城歯科医師連盟支部	濱 田 剛	代 表 者	濱 田 剛	永 井 省 二	令和3年6月24日
		会 計 責 任 者	中 崎 幸 司	濱 田 剛	
宮崎未来プロジェクト	和 田 悠 介	主たる事務所の所在地	宮崎市大工3丁目 269番地	宮崎市松橋1丁目3-3 アートビル1F	令和3年7月19日
		代 表 者	和 田 悠 介	梶 常 之	
市民がつくる政治の会 宮崎支部	杉 木 賢 一 郎	政 治 団 体 の 名 称	市民がつくる政治の会 宮崎支部	日本母親連盟 宮崎支部	令和3年7月20日
		会 計 責 任 者	辻 満 紀	竹 田 志 帆	
清山会	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1-6-8	宮崎市中央通3-51	令和3年8月1日
こうづま経信後援会	松 岡 洋 一	主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字西麓42番地3	西諸県郡高原町大字西麓610番地	令和3年8月8日
小林えびの西諸歯科医師連盟支部	阿 部 和 昌	主たる事務所の所在地	小林市堤2280-2	小林市細野2719-3	令和3年9月1日
		代 表 者	阿 部 和 昌	嶽 崎 晃 一	
		会 計 責 任 者	横 山 剛 之	阿 部 和 昌	
宮崎県商工政治連盟	淵 上 鉄 一	主たる事務所の所在地	日南市北郷町北河内 366	宮崎市松橋2丁目4-31	令和3年9月15日
天照ひむか会	田 代 法 善	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町下田島 1462-2	宮崎市吉村町浮之城甲36-8	令和3年9月21日
		会 計 責 任 者	山 口 慶 太	落 合 直 文	
こうづま経信後援会	松 岡 洋 一	主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字西麓610番地	西諸県郡高原町大字西麓42番地3	令和3年10月9日
広瀬拓也後援会	松 下 信 慈	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町城ヶ丘8-5	東臼杵郡門川町東栄町3-7-2	令和3年10月16日
		代 表 者	松 下 信 慈	佐 野 田 光 二	

齊藤了介後援会	日高智子	会計責任者	荒川昭博	杜和裕	令和3年 10月18日
---------	------	-------	------	-----	----------------

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
外山与後援会	田中忠	令和2年12月31日
外山与君を育てる会	金丸信夫	令和2年12月31日
米良昭平後援会	米良初美	令和3年1月7日
ひだか光浩後援会	坂口治利	令和3年7月10日
「いちち義友」と協働する会	今西正人	令和3年7月15日
希望の党衆議院比例九州ブロック第一支部	中山成彬	令和3年9月30日
国成会	菅修蔵	令和3年10月4日

宮崎県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動の届出があったので

、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
増田博美	えびの市長	えびの市再生市民の会	えびの市大字原田3214-1	令和3年8月3日
清山知憲	宮崎市長	清山会	宮崎市松橋1-6-8	令和3年8月10日
坂元唱子	都城市議会議員	坂元しょうこ後援会	都城市今町8385-5	令和3年10月12日
綿屋善明	都城市議会議員	わたや善明後援会	都城市山之口花木2186-6	令和3年10月12日
齊藤了介	宮崎市長	齊了会	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	令和3年10月19日
内田理佐	延岡市長	清麗会	延岡市出北1丁目23-13	令和3年10月25日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
河野通博	河野みちひろ後援会	主たる事務所の所在地	串間市大字大平6915番地2	日南市飫肥6丁目7-20	令和3年 4月1日
		公職の種類	串間市議会議員	日南市議会議員	

宮崎県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える

数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年11月8日現在次のとおりである。

令和3年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,053人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分

の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 212,831人

宮崎県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年11月8日現在次のとおりである。

令和3年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
西臼杵郡選挙区 5,469人

宮崎県選挙管理委員会告示第77号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和3年7月1日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和3年11月29日現在)		
施設の名称	施設の所在地	収容見込人数	施設の名称	施設の所在地	収容見込人数
[略]			[略]		
都城市上長飯一万城地区体育館	都城市上長飯町67号3番地1	[略]	都城市妻ヶ丘地区体育館	都城市一万城町14号1番地1	[略]
[略]			[略]		
都城市山田農業者トレーニングセンター	[略]		都城市山田谷頭トレーニングセンター	[略]	
[略]			[略]		

--	--